

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
発 境 下 第 1 5 7 3 号	
令和6年（2024年）6月28日	
鳥取県知事 平井 伸治 様	
提出者	
住 所 鳥取県境港市上道町3000番地	
氏 名 境港市長 伊達 憲太郎	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0859-44-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	境港市下水道センター
事業場の所在 地	鳥取県境港市佐斐神町545番地
計画期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	下水道処理施設管理業
2 事業の規 模	下水道処理施設：日最大処理能力 11,350 m ³ /日 （前年度日平均流入量実績 7,350 m ³ /日）
3 従業員 数	14人 （内訳：市職員 3人、運転管理委託先 11人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS (鉛蓄電池)
	排出量	24,566 t	30.4 t	0.38 t	0.32 t	0.2 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 排出量は下水道の普及、処理の高度化により年々増加する一方である。下水道利用者への受入基準の遵守を徹底。						
2 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS (鉛蓄電池)
	排出量	25,283 t	31 t	0.4 t	1.0 t	0.2 t	0.3t

		(今後実施する予定の取組) 下水道利用者へ受入基準の遵守の徹底。
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
1 現状	【前年度（令和５年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS（鉛蓄電池）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—
	（これまでに実施した取組） なし						
2 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS（鉛蓄電池）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—
	（今後実施する予定の取組） なし						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
1 現状	【前年度（令和５年度）実績】						

状	産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS (鉛蓄電池)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	22,085 t	—	—	—	—	—
	(これまでに実施した取組) 汚泥を濃縮・脱水処理し、含水率 75.6 % (年平均) の脱水汚泥とした。						
2 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS (鉛蓄電池)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	22,782 t	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組) 脱水汚泥の含水率低下に努める。						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS (鉛蓄電池)	
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	
		(今後実施する予定の取組) なし							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS (鉛蓄電池)		
	全処理委託量	2,481 t	30.4 t	0.38 t	0.32 t	0.2 t	0 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	—	30.4 t	0.38 t	0.32 t	0.2 t	0 t		
	再生利用業者への処理委託量	2,481 t	—	—	—	—			
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—			
	(これまでに実施した取組) 下水汚泥を炭化汚泥プラント（地元企業）へ全量を委託した。								

(第5面)

	2 計画	【目標】						
		産業廃棄物の種類	下水汚泥	有機性汚泥	廃プラスチック類	安定型混合廃棄物	廃油	UPS (鉛蓄電池)

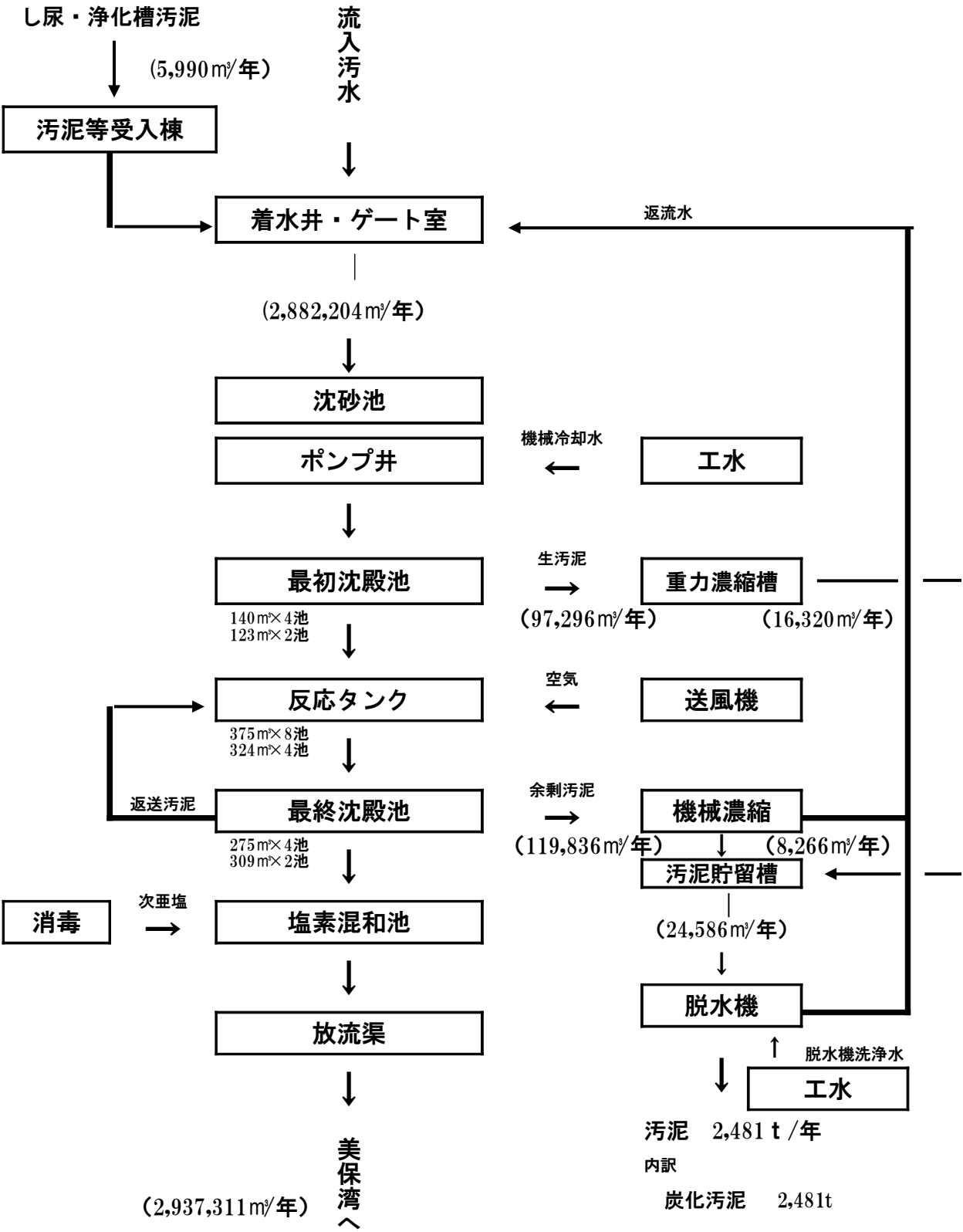
		全処理委託 量	2,501 t	31 t	0.4 t	1.0 t	0.2 t	0.3 t
		優良認定処理業者への 処理委託 量	—	31 t	0.4 t	1.0 t	0.2 t	0.3 t
		再生利用業者への 処理委託 量	2,501 t	—	—	—	—	
		認定熱回収業者への 処理委託 量	—	—	—	—	—	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託 量	—	—	—	—	—	
		(今後実施する予定の取組) 前年度同様、下水汚泥を炭化汚泥プラント（地元企業）へ全量を委託する。						
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

流入汚水、汚泥（産業廃棄物）処理フローシート
（令和5年度実績）



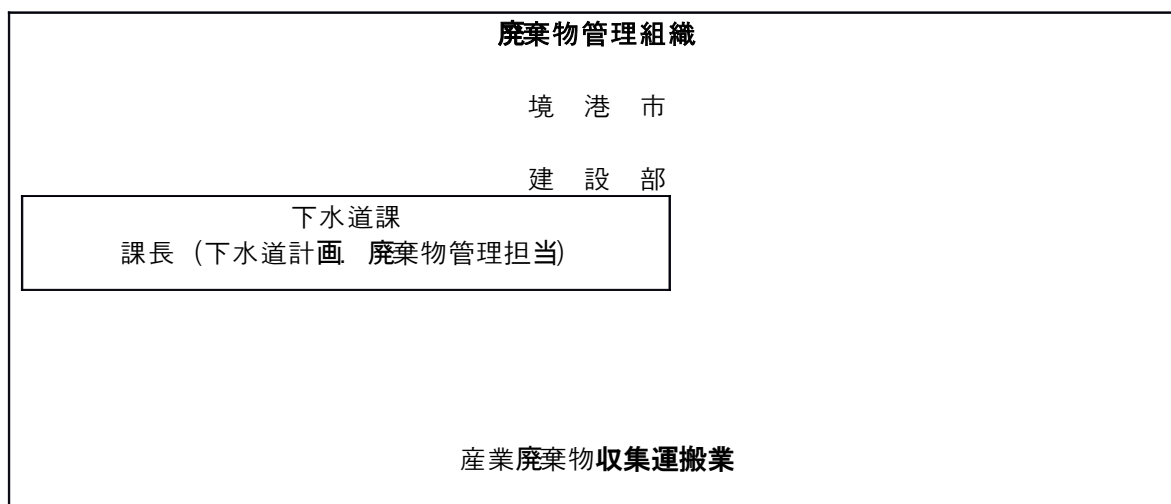
]

別紙 ②

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		所属：境港市 職・氏名：市長 伊達 憲太郎
廃棄物担当		組織名：建設部 職・氏名：下水道課長 吉田 光寿
役割	廃棄物処理総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定
	下水道計画担当	○廃棄物処理施設整備計画の策定
	廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○再利用の調査、研究、普及 ○委託契約の締結 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項



(2) 管理体制の強化

関係自治体及び関係機関との情報の交換、協力し、廃棄物処理に取り組む。

(3) 教育、研修

廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するため、各種教育、実務研修会に積極的に参加する。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、再利用状況についての情報の公開に努める。